マルサンアイ株式会社

証券コード2551

第75回

定時株主総会招集ご通知

開催日時

2026年12月11日（金曜日）
午前10時（受付開始　午前９時）

開催場所

愛知県岡崎市康生町515番地33
岡崎ニューグランドホテル　３階 飛竜の間

議案

第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役９名選任の件

株主総会当日は、以下の対応をいたしますので、何卒ご理解を賜りますようお願いいたします。
・お土産の配布を実施いたしません
・東岡崎駅・会場間の送迎バスの運行を実施いたしません
・試食・試飲を実施いたしません

そのひと粒から、
おいしい未来をしぼりだそう。
marusan



（証券コード：2551）
2026年11月25日
（電子提供措置の開始日　2026年11月18日）

株　主　各　位

愛知県岡崎市仁木町字荒下１番地
マルサンアイ株式会社
代表取締役社長
COO　稲　垣　宏　之

第75回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご愛顧を賜り、心より厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第75回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
　本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第75回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト　https://www.marusanai.co.jp/company/ir/information/

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

名古屋証券取引所ウェブサイト　https://www.nse.or.jp/listing/search/

　上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「適時開示情報」を選択の上、「株主総会招集通知/株主総会資料」欄からご覧下さい。

　当日ご出席されない場合は、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討下さいまして、３頁から４頁に記載の「議決権行使についてのご案内」をご参照いただき、2026年12月10日（木曜日）午後５時30分までに議決権を行使して下さいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. 日　　時　2026年12月11日（金曜日）午前10時（受付開始　午前９時）
2. 場　　所　愛知県岡崎市康生町515番地33　岡崎ニューグランドホテル３階飛竜の間
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。）

3. 目的事項

報告事項

1. 第75期（2025年９月21日から2026年９月20日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第75期（2025年９月21日から2026年９月20日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役９名選任の件

4. その他招集にあたっての決定事項

(1) 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

(2) インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。また、インターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な行使として取り扱わせていただきます。

以　上

(お知らせ) ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
◎会社法の改正により、電子提供措置事項については前記の各ウェブサイトにアクセスの上、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条第２項の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
①連結計算書類の連結注記表
②計算書類の個別注記表
したがって、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

(お 願 い) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申しあげます。
また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参下さいますようお願い申しあげます。

議決権行使についてのご案内

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、
以下のいずれかの方法により、議決権をご行使下さいますようお願い申しあげます。

当日ご出席いただく場合

● 株主総会へ出席 ●



株主総会開催日時

2026年12月11日(金曜日)
午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出下さい。

事前にご行使いただける場合

● 書面による議決権行使 ●

行使期限

2026年12月10日(木曜日)
午後５時30分到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送下さい。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

● 「スマート行使」によるご行使 ●

行使期限

2026年12月10日(木曜日)
午後５時30分行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細につきましては次頁をご覧下さい。

● パソコン等によるご行使 ●

行使期限

2026年12月10日(木曜日)
午後５時30分行使分まで

議決権行使ウェブサイト

https://www.web54.net

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録下さい。

詳細につきましては次頁をご覧下さい。

重複して行使された議決権の取扱いについて

(1) 書面とインターネット(「スマート行使」を含む。)により二重に議決権を行使された場合は、インターネット(「スマート行使」を含む。)によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

(2) インターネット(「スマート行使」を含む。)により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、
以下にお問い合わせ下さいますようお願い申しあげます。

株主名簿管理人　三井住友信託銀行株式会社　証券代行部

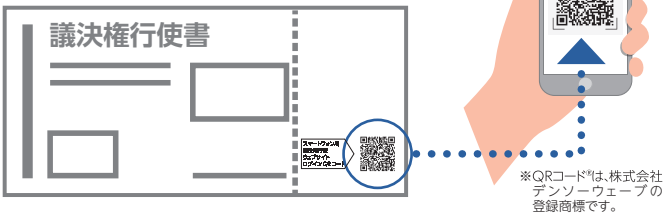
議決権行使に関する
パソコン等の操作方法について　**0120-652-031**(9:00～21:00)

その他のご照会　**0120-782-031**(平日9:00～17:00)

●「スマート行使」によるご行使 ●

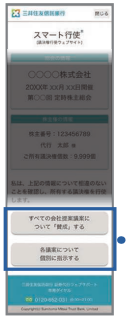
①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下**「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」**をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

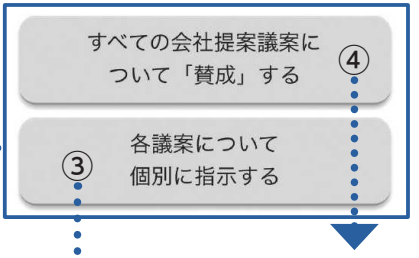


※QRコード®は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

②議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと
議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
議決権行使方法は2つあります。

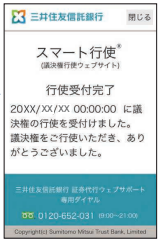


③各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力下さい。

④すべての会社提案議案について「賛成」する



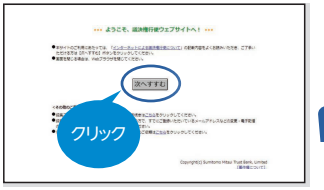
確認画面で問題なければ**「この内容で行使する」**ボタンを押して行使完了!

! 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト https://www.web54.net へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

● パソコン等によるご行使 ●

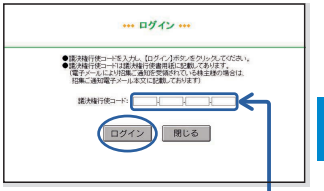
①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

https://www.web54.net

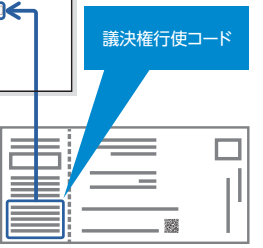




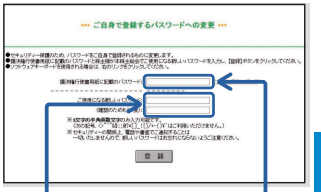
②ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行行使コード」をご入力下さい。

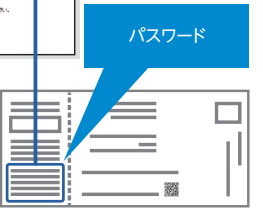


③パスワードを入力する



同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力下さい。

実際にご使用になる新しいパスワードを設定して下さい。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。
※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要な課題と位置付け、安定的に基本１株当たり30円の方針とし、利益状況等に応じて検討しております。

当期の配当金につきましては、上記の方針に基づき、当事業年度の業績及び経営環境並びに今後の事業展開などを勘案し、１株につき40円とさせていただきたく存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
   金銭
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
   当社普通株式１株につき金　40円
   総額　89,651,800円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
   2026年12月14日

第２号議案　定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第２条（目的）につきまして事業目的を修正するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 （１）（条文省略） （２）清涼飲料、乳飲料及び乳酸菌飲料の製造販売並びに輸出入 （３）～（10）　（条文省略）	（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 （１）（現行どおり） （２）豆乳、豆乳加工品及び豆乳を原料とする発酵食品並びに清涼飲料、乳飲料及び乳酸菌飲料の製造販売並びに輸出入 （３）～（10）　（現行どおり）

第３号議案　取締役９名選任の件

取締役７名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役1名を含む取締役９名の選任をお願いするものであります。

当社の取締役は、定款の定めにより、15名以内とし、社内取締役に関しましては、各部門の業務に精通し、事業運営及び経営管理に関する豊富な知識や経験、能力を有し、当社グループの更なる発展に貢献することが期待できる者を候補者としております。

社外取締役に関しましては、多様な視点、経験豊富で高い専門性を有している人材を候補者としております。なお、当社における社外役員の独立性判断基準に関しましては、名古屋証券取引所が定める独立役員にかかる独立性基準に基づき、独立性を判断することとしております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏名（年齢）	現在の当社における地位及び（担当）	取締役会 出席率（出席回数／開催回数）
1	再任	堺（さかい）　信好（のぶよし）（満68歳）	代表取締役会長CEO	100%（21回／21回）
2	再任	稲垣（いながき）　宏之（ひろゆき）（満62歳）	代表取締役社長COO	100%（21回／21回）
3	再任	岡田（おかだ）　信之（のぶゆき）（満62歳）	常務取締役	100%（21回／21回）
4	再任	加藤（かとう）　一郎（いちろう）（満62歳）	常務取締役	100%（21回／21回）
5	再任	山口（やまぐち）　欣也（きんや）（満61歳）	取締役（情報システム物流管理部長（兼）企業戦略室長）	100%（21回／21回）
6	再任	都築（つづき）　公子（きみこ）（満59歳）	取締役（管理部長）	100%（17回／17回）
7	新任	濱元（はまもと）　勝志（かつし）（満58歳）	（営業統括部長（兼）リテール営業部長）	—%　（—回／—回）
8	新任	田中（たなか）　正大（まさひろ）（満55歳）	（生産統括部長）	—%　（—回／—回）
9	再任	林（はやし）　寛尚（もとひさ）（満54歳）	社外取締役	100%（21回／21回）

（注）都築公子氏の取締役会出席率につきましては、2025年12月12日の就任後に開催された取締役会のみを対象としております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 並びに当社における地位及び担当	所有する当社株式の数
1	 再任 さかい　のぶ　よし 堺　信　好 (1958年9月16日)	1983年１月　当社入社 1993年７月　営業本部関西営業部神戸営業所長 2001年９月　営業本部西日本営業部大阪支店次長 2002年９月　営業本部西日本営業部大阪支店長 2006年９月　営業統括部西日本エリアマネージャー（兼） 大阪支店長 2009年12月　株式会社玉井味噌取締役就任 2010年９月　営業統括部西日本エリア長 2011年９月　営業統括部リテール営業部長 2013年９月　経営企画部長 2013年12月　株式会社玉井味噌代表取締役社長就任 2015年12月　当社取締役就任 2015年12月　管理担当 2019年12月　当社常務取締役就任 2021年３月　経営企画担当 2021年12月　当社代表取締役社長就任 2025年12月　当社代表取締役会長CEO（現任）	6,100株
	［取締役候補者とした理由］ 営業部門の責任者として、優れた組織管理・監督能力を発揮し、その後、経営企画部長として中期戦略事業計画策定の中心的な役割を担っておりました。また当社代表取締役社長を経て代表取締役会長CEOに就任して以降も、著しい環境の変化に機動的に対応する等、長期的な視野を持って経営手腕を発揮しております。今後も当社の更なる発展に貢献することが期待できることから、引き続き取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 並びに当社における地位及び担当	所有する当社株式の数
2	 再任 いなが ひろゆき 稲垣宏之 (1964年11月6日)	1987年４月　当社入社 2004年９月　生産本部製造部飲料工場第３課長 2005年９月　製造部飲料工場副工場長（兼）第４課長 2006年９月　生産統括部製造部飲料工場長 2011年９月　生産統括部みそ工場長 2014年３月　生産統括部総括工場長 2014年12月　株式会社玉井味噌取締役就任 2015年３月　生産統括部総括工場長（兼）飲料工場長 2015年９月　生産統括部長 2016年１月　マルサンアイ鳥取株式会社取締役就任 2019年12月　当社取締役就任 2021年12月　株式会社玉井味噌代表取締役社長就任 2023年９月　生産担当 2023年12月　当社常務取締役就任 2024年５月　Alinova Canada Inc.最高経営責任者就任 2025年12月　当社代表取締役社長COO就任（現任）	4,100株
	［取締役候補者とした理由］ 当社に入社以来、生産部門に従事し、当社生産工場の中核である飲料工場長、みそ工場長を歴任するとともに、2015年から生産統括部の責任者として優れた組織管理・監督能力を発揮してまいりました。さらに株式会社玉井味噌の代表取締役社長として経営手腕を示した後、当社の代表取締役社長COOに就任し、豊富な実務経験と実績を有しております。当社の更なる発展に貢献することが期待できることから、引き続き取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 並びに当社における地位及び担当	所有する当社株式の数
3	 再任 おか　だ　　のぶ　ゆき 岡　田　信　之 (1964年1月2日)	1986年３月　当社入社 2005年６月　西日本営業部名古屋統括支店（みそ強化）次長 2005年９月　マーケティング部商品企画課長 2010年９月　営業統括部営業推進室商品戦略課長 2011年10月　営業統括部営業推進室長 2013年９月　開発統括部開発室長 2015年９月　開発統括部長 2018年12月　株式会社玉井味噌取締役就任 2020年12月　当社取締役就任 2021年３月　開発統括部長（兼）チルド事業推進室長 2022年12月　株式会社匠美取締役就任 2023年９月　開発統括部長 2024年９月　開発担当 2025年12月　当社常務取締役就任（現任）	3,000株
	［取締役候補者とした理由］ 当社に入社以来、様々な部門に従事し、幅広い業務経験と知識を有しております。2015年からは開発統括部の責任者として、優れた組織管理・監督能力を発揮してまいりました。株式会社匠美の取締役を経て、当社の常務取締役に就任し、事業運営及び経営管理に関する豊富な経験、知識、能力を有しております。当社の更なる発展に貢献することが期待できることから、引き続き取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 並びに当社における地位及び担当	所有する当社株式の数
4	 再任 加藤（か とう）一郎（いち ろう） (1964年6月20日)	1987年４月　当社入社 2007年９月　営業統括部首都圏エリア東京支店第１課長 2008年９月　営業統括部東日本エリア静岡支店長 2010年９月　営業統括部東日本エリア東京支店長 2012年９月　営業統括部東日本エリア代表（兼）東京支店長 2013年３月　営業統括部東日本エリア代表（兼）東京支店長 (兼) 北海道営業所長 2014年12月　株式会社匠美取締役就任 2015年９月　営業統括部長 2017年３月　営業統括部長（兼）営業BPR室長 2019年12月　当社取締役就任 2021年12月　株式会社匠美代表取締役社長就任 2023年９月　営業担当 2023年12月　当社常務取締役就任（現任）	4,600株
	［取締役候補者とした理由］ 当社に入社以来、営業部門に従事し、営業拠点及び各エリアの部門長を歴任し、2015年からは営業統括部の責任者として、優れた組織管理・監督能力を発揮してまいりました。株式会社匠美の代表取締役社長を経て、当社の常務取締役に就任し、事業運営及び経営管理に関する豊富な経験、知識、能力を有しております。当社の更なる発展に貢献することが期待できることから、引き続き取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 並びに当社における地位及び担当	所有する当社株式の数
5	 再任 やまぐち きんや 山口 欣也 (1965年5月11日)	1988年４月　当社入社 2008年９月　生産統括部生産管理課生産計画副グループ長 2009年９月　生産統括部生産管理室生産管理課生産計画・受託グループ長 2010年９月　生産統括部関東飲料課副工場長 2013年９月　生産統括部関東工場長 2015年９月　生産統括部飲料工場長 2018年９月　生産統括部生産管理室長 2020年１月　生産統括部生産管理室長（兼）生産管理グループ長 2021年３月　経営企画部長（兼）SCM戦略室長 2021年12月　マルサンアイ鳥取株式会社取締役就任 2023年９月　経営企画部長（兼）企業戦略室長 2023年12月　当社取締役就任（現任） 2024年５月　Alinova Canada Inc.取締役就任 2024年９月　情報システム物流管理部長（兼）企業戦略室長（現任） 2025年12月　Alinova Canada Inc.最高経営責任者就任（現任）	2,400株
	［取締役候補者とした理由］ 当社に入社以来、品質保証部門及び生産部門に従事し、飲料工場長などを歴任し、優れた組織管理・監督能力を発揮してまいりました。2021年からは経営企画部長に就任し、企業価値の向上に努めてまいりました。現在は子会社であるAlinova Canada Inc.の最高経営責任者としても経営手腕を発揮しております。当社の更なる発展に貢献することが期待できることから、引き続き取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 並びに当社における地位及び担当	所有する当社株式の数
6	 再任 つづき きみこ 都築公子 (1966年12月17日)	1989年４月　当社入社 2005年９月　研究所研究室副課長 2017年９月　生産統括部生産管理室委託管理グループ長 2021年３月　生産統括部調達管理室長 2023年９月　管理統括部副統括部長（兼）ブランド戦略室長 2024年９月　管理部長（兼）ブランド戦略室長 2025年12月　当社取締役就任（現任） 2025年12月　管理部長（現任）	900株
	［取締役候補者とした理由］ 当社に入社以来、開発部門に従事し、製品開発や品質向上に寄与してまいりました。その後、生産部門において調達管理室長として原材料の安定供給体制の構築に尽力し、現在は管理部長として経営資源の最適化に取り組んでおります。当社の更なる発展に貢献することが期待できることから、引き続き取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 並びに当社における地位及び担当	所有する当社株式の数
7	 新任 濱元勝志（はまもとかつし） (1968年7月23日)	2004年９月　当社入社 2014年９月　営業統括部西日本エリア大阪支店長代理 2015年３月　営業統括部西日本エリア九州支店長 2018年９月　営業統括部中部エリア名古屋支店長 2021年３月　営業統括部東日本エリア東京支店長 2022年12月　株式会社玉井味噌取締役就任（現任） 2023年９月　営業統括部長 2026年９月　営業統括部長（兼）リテール営業部長（現任）	100株
	［取締役候補者とした理由］ 当社に入社以来、営業部門に従事し、各地の支店長及び営業統括部長を歴任するなど、営業拠点及び営業部門の運営に携わってまいりました。営業戦略の推進、組織管理及び人材育成に関する豊富な経験と知識を有するとともに、現在は株式会社玉井味噌の取締役に就任し、経営に関する知見も有しております。これらの経験・能力を活かし、当社の更なる発展に貢献することが期待できることから、新たに取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 並びに当社における地位及び担当	所有する当社株式の数
8	 新任 たなか まさひろ 田中 正大 (1971年12月6日)	1992年４月　当社入社 2015年９月　生産統括部飲料工場前処理グループ長 2017年１月　マルサンアイ鳥取株式会社出向 同社 工場長 2021年９月　生産統括部環境技術室長 2025年３月　生産統括部総括工場長 2025年12月　生産統括部長（現任）	600株
	［取締役候補者とした理由］ 当社の生産部門において、飲料工場の製造・生産技術業務に従事し、製造現場の責任者及び総括工場長を歴任するなど、生産体制の運営に携わってまいりました。また、環境技術室長を務めるなど、生産拠点の立ち上げ及び生産設備の導入に関する豊富な経験と知識を有しております。現在は生産統括部長として、生産部門全体を統括しております。これまでの経験・能力を活かし、当社の生産基盤の強化及び更なる発展に貢献することが期待できることから、新たに取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 並びに当社における地位及び担当	所有する当社株式の数
9	 再任 はやし　もと　ひさ 林　寛　尚 (1972年11月13日)	1996年10月　公認会計士２次試験合格・三優監査法人入所 2000年５月　公認会計士登録 2007年８月　三優監査法人　社員・名古屋事務所所長 2015年４月　医療法人共和会　監事（現任） 2022年４月　税理士登録 2022年４月　税理士法人アクシス　代表社員（現任） 2022年７月　GOOD　AID株式会社　社外監査役 2022年９月　株式会社mum Holdings 社外監査役（現任） 2023年11月　東海漬物株式会社　社外監査役 2023年12月　当社社外取締役就任（現任） 2025年11月　東海漬物株式会社　社外取締役（現任）	―
	［社外取締役候補者とした理由及び期待される役割］ 社外役員となること以外の方法で、直接事業会社の経営に関与された経験はありませんが、公認会計士、税理士としての専門知識・経験を生かし、当社の社外取締役として取締役会において独立性・公正性・株主目線を保ちつつ、審議議案に対し提言を行うことができる資質を有しております。当社のコーポレートガバナンス体制強化のための適切な役割を果たし、貢献いただくことを期待しておりますことから、引き続き社外取締役候補者としております。選任後は、取締役会において独立性・公正性・株主目線を保ちつつ、審議議案に対し提言を行うことを期待しております。		

（注）１．各候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
２．林寛尚氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって３年であります。
３．林寛尚氏は、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出をしております。
４．責任限定契約について
当社と林寛尚氏との間で会社法第427条第１項及び当社定款第27条第2項の規定に基づき、責任限定契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する限度額としております。また、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
５．役員等賠償責任保険契約について
当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害について填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以　上

事業報告（2025年９月21日から2026年９月20日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、ゆるやかに景気は回復しているものの、先行きにつきましては、中東情勢の動向や金融資本市場の変動には注意を要する状況が続いております。

豆乳業界におきましては、健康志向の高まりや植物性食品への関心の広がりを背景としたリピート購入や料理等への用途の拡大等により、市場は順調に推移しております。

みそ業界におきましては、数量の減少が見られるものの、安定した市場規模で推移しております。

このような環境の中で、当社グループは「健康で明るい生活へのお手伝い」を企業理念に定め、安全で安心できる製品の供給、企業活動を通じた社会貢献及びコスト削減に努め、経営基盤の強化に取り組んでまいりました。

この結果、売上高は、豆乳及び飲料が堅調に推移したため331億78百万円（前期比0.9％増）、営業利益は、豆乳の需要拡大に伴う販売量の拡大等により8億92百万円（前期比4.1％増）、経常利益は、営業利益が増加したため8億64百万円（前期比0.7％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、固定資産の整理に伴い特別損失を計上したため6億43百万円（前期比9.7％減）となりました。

当連結会計年度の各部門別売上高は、次のとおりであります。

部門別	第74期（2024年9月21日から2025年9月20日まで）		第75期（2025年9月21日から2026年9月20日まで）		対前連結会計年度比較増減率
	金額	構成比	金額	構成比	
	百万円	%	百万円	%	%
豆乳	24,677	75.1	25,671	77.4	4.0
飲料	3,459	10.5	3,471	10.5	0.4
豆乳飲料事業計	28,136	85.6	29,143	87.9	3.6
みそ事業計	2,030	6.2	1,243	3.7	△38.8
その他食品事業	2,705	8.2	2,791	8.4	3.2
技術指導料その他	0	0.0	－	－	－
合計	32,872	100.0	33,178	100.0	0.9

① 豆乳飲料事業

豆乳が順調に推移したため、売上高は、291億43百万円（前期比3.6%増）となりました。

＜豆乳＞

無調整豆乳及び機能性を訴求した豆乳等が順調に推移したため、売上高は、256億71百万円（前期比4.0%増）となりました。

＜飲料＞

受託製造品の売上が増加したため、売上高は、34億71百万円（前期比0.4%増）となりました。

② みそ事業

事業ポートフォリオの再編の一環として、2025年３月をもってみそ事業を子会社等へ集約したことに伴い、品目数の削減及び利益重視の販売戦略を展開した結果、売上高は、12億43百万円（前期比38.8％減）となりました。

③ その他食品事業

「豆乳グルト」シリーズが好調に推移したため、売上高は、27億91百万円（前期比3.2％増）となりました。

④ 技術指導料その他

当連結会計年度において受取ロイヤリティー等は発生いたしませんでした。前連結会計年度は0百万円でした。

(2) 設備投資等の状況

会社名	セグメントの名称	金額	主な内容
マルサンアイ株式会社	豆乳飲料事業	1,434 百万円	豆乳飲料製造関連設備
	みそ事業	25	みそ製造関連設備
	その他食品事業	1,201	豆乳グルト製造関連設備
	共通	126	検査関連設備等
株式会社匠美	豆乳飲料事業	3	豆乳飲料製造関連設備
	その他食品事業	2	豆乳グルト製造関連設備
	共通	1	環境整備
株式会社玉井味噌	みそ事業	9	みそ製造関連設備
	共通	0	老朽化に伴う設備更新
マルサンアイ鳥取株式会社	豆乳飲料事業	20	豆乳飲料製造関連設備
	共通	1	環境整備
丸三愛食品商貿(上海)有限公司	共通	0	事務機器
Alinova Canada Inc.	豆乳飲料事業	980	豆乳パウダー製造関連設備
合計		3,810	

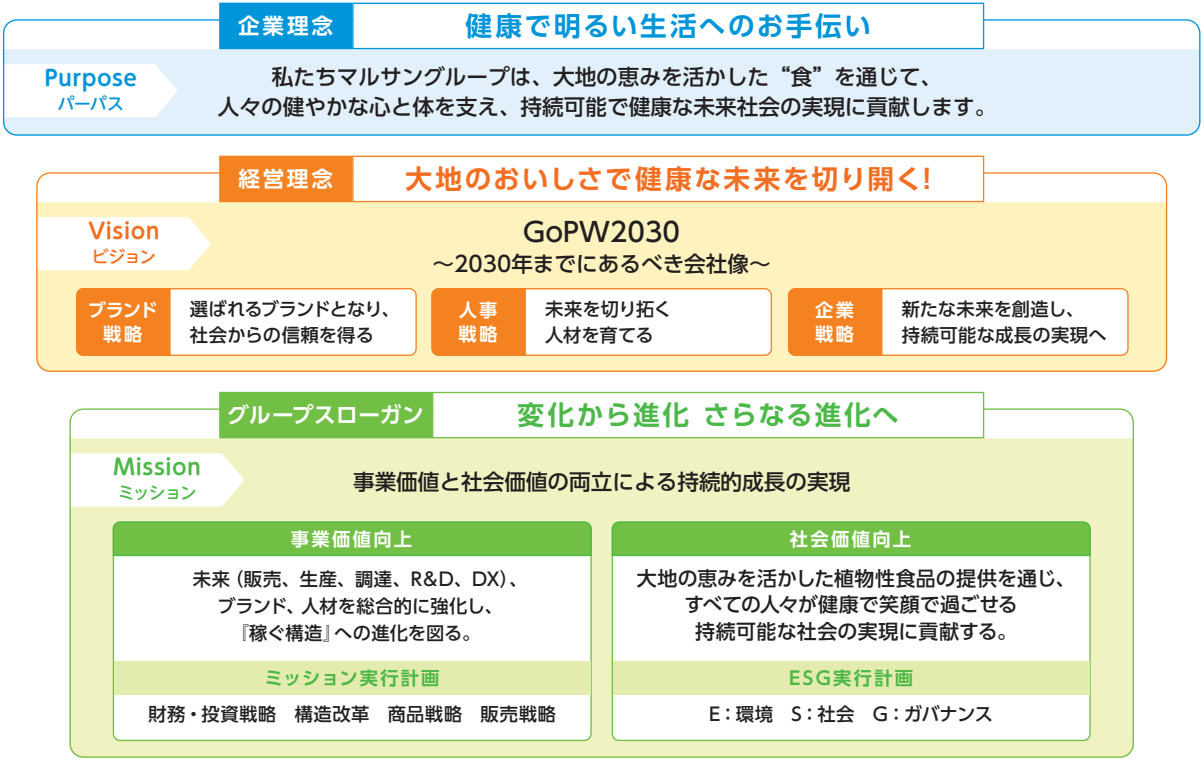
(3) 資金調達の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資等の所要資金は、自己資金及び金融機関からの借入金により充当いたしております。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く社会環境は、内外の諸事情から見ましても今後とも不安定な状況が予想されます。このような環境下で当社グループの向かうべき方向性を明確にするため、「Go to a Perfect World（GoPW）」という将来的な目標の達成に向けた長期経営計画を策定いたしました。

「GoPW2030」では、当社グループが2030年にあるべき姿を定め、目標達成に向けたマイルストーンとして、「ミッション実行計画」の遂行による事業価値の向上、及び「ESG実行計画」の遂行による社会価値の向上に努め、当社グループが将来の社会にとって必要とされる企業となるべく、先を見据えた事業展開を行ってまいります。



(5) 財産及び損益の状況の推移

	第 72 期 (2022 年 9 月21 日から 2023 年 9 月20 日まで)	第 73 期 (2023 年 9 月21 日から 2024 年 9 月20 日まで)	第 74 期 (2024 年 9 月21 日から 2025 年 9 月20 日まで)	第 75 期 (2025 年 9 月21 日から 2026 年 9 月20 日まで)
売上高 (百万円)	30,950	33,157	32,872	33,178
営業利益または営業損失(△) (百万円)	△280	1,147	857	892
経常利益または経常損失(△) (百万円)	△256	1,112	858	864
親会社株主に帰属する当期純利益または当期純損失 (△) (百万円)	△898	828	712	643
1株当たり当期純利益または当期純損失 (△)	△393円71銭	363円31銭	315円71銭	287円24銭
総資産 (百万円)	25,645	26,911	27,022	29,177
純資産 (百万円)	5,670	6,480	7,017	7,837

(注) 1株当たり当期純利益または当期純損失は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社匠美	富山県中新川郡立山町	38百万円	88.7%	水、豆乳、飲料及びその他製品の製造・販売
株式会社玉井味噌	長野県東筑摩郡筑北村	45百万円	90.0%	みそ及びみそ関連製品の製造・販売
マルサンアイ鳥取株式会社	鳥取県鳥取市	250百万円	100.0%	豆乳及び飲料の製造
丸三愛食品商貿（上海）有限公司	中華人民共和国　上海市	540万元	100.0%	中国国内におけるみそ及びみそ関連製品の開発・製造・販売 豆乳及び飲料等の販売
Alinova Canada Inc.	カナダ　オンタリオ州	10万カナダドル	90.0%	豆乳パウダーの製造・販売

(7) 主要な事業内容

大豆を主原料とする「豆乳」、無菌充填技術を活かした「飲料」、その他食品の製造販売。「みそ」はグループ会社にて製造。

(8) 主要な営業所及び工場

① 当社

名称	所在地
本社及び本社工場	愛知県岡崎市
物流センター	愛知県岡崎市
関東工場	群馬県利根郡みなかみ町
北海道営業所	北海道札幌市
東北支店	宮城県仙台市
関信越支店	群馬県高崎市
東京支店	東京都渋谷区
北陸営業所	石川県金沢市
静岡支店	静岡県静岡市
名古屋支店	愛知県長久手市
大阪支店	大阪府茨木市
岡山支店	岡山県岡山市
広島支店	広島県広島市
九州支店	福岡県福岡市

② 子会社

会社名	名称	所在地
株式会社匠美	本社、東大森工場 及び坂井沢豆乳工場	富山県中新川郡立山町
株式会社玉井味噌	本社及び本社工場	長野県東筑摩郡筑北村
マルサンアイ鳥取株式会社	本社及び本社工場	鳥取県鳥取市
丸三愛食品商貿（上海）有限公司	本社	中華人民共和国　上海市
マルサンアイ（タイランド）株式会社	本社	タイ王国　バンコク
Alinova Canada Inc.	本社及び本社工場	カナダ　オンタリオ州

(9) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
452［136］名	20名増

（注）1．従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は［ ］内に当連結会計年度の平均人員を外数で記載しております。
2．臨時従業員は、契約・嘱託従業員（58名）、パート従業員（26名）、人材派遣（45名）及びアルバイト従業員（7名）の総数です。なお、アルバイト従業員数は、一人当たり1日8時間で換算して算出しております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額	
株式会社三菱UFJ銀行	3,233	百万円
株式会社みずほ銀行	2,327	
株式会社山陰合同銀行	525	
碧海信用金庫	464	
岡崎信用金庫	444	
株式会社鳥取銀行	442	
株式会社名古屋銀行	409	
株式会社三井住友銀行	387	
株式会社十六銀行	345	
株式会社百五銀行	253	

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　　8,000,000株
(2) 発行済株式の総数　　2,296,176株（自己株式54,881株を含む）
(3) 株主数　　3,921名（前期末比121名増）
(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社K&M associates	305,060 株	13.61 %
佐藤公信	179,784	8.02
マルサンアイ取引先持株会	141,100	6.30
石田典子	74,966	3.34
福島裕子	73,366	3.27
マルサンアイ従業員持株会	55,780	2.49
中島晋平	43,040	1.92
ひかり味噌株式会社	42,500	1.90
佐藤明子	41,660	1.86
福島みなみ	41,640	1.86

（注）1．持株比率は、自己株式（54,881株）を控除して計算しております。
2．当社は、自己株式54,881株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長CEO	堺　信好	
代表取締役社長COO	稲垣宏之	
常務取締役	岡田信之	
常務取締役	加藤一郎	
取締役	山口欣也	情報システム物流管理部長（兼）企業戦略室長 Alinova Canada Inc.最高経営責任者
取締役	都築公子	管理部長
取締役	林　寛尚	公認会計士、税理士（税理士法人アクシス代表社員） 医療法人共和会監事 株式会社mum Holdings社外監査役 東海漬物株式会社社外取締役
常勤監査役	酒井俊武	
監査役	畝部泰則	税理士（畝部泰則税理士事務所所長）
監査役	新井一弘	税理士（たくま税理士法人代表） 株式会社匠美監査役 株式会社玉井味噌監査役 マルサンアイ鳥取株式会社監査役

（注）1．取締役林寛尚氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2．監査役畝部泰則氏及び新井一弘氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3．当社は、取締役林寛尚氏及び監査役畝部泰則氏を、名古屋証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
4．監査役畝部泰則氏及び新井一弘氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5．2025年12月12日開催の第74回定時株主総会において、都築公子氏は取締役に新たに選任され、就任いたしました。
6．2025年12月12日開催の第74回定時株主総会終結の時をもって、磯村智氏及び戸塚公雄氏は任期満了により取締役を退任いたしました。
7．当事業年度中に以下の取締役の地位の異動がありました。

氏　名	変　更　後	変　更　前	異動年月日
堺　信好	代表取締役会長CEO	代表取締役社長	2025年12月12日
稲垣宏之	代表取締役社長COO	常務取締役	2025年12月12日
岡田信之	常務取締役	取締役	2025年12月12日

8．当事業年度中に以下の取締役の担当及び重要な兼職の状況について異動がありました。

氏　名	変　更　後	変　更　前	異動年月日
稲垣宏之		株式会社玉井味噌代表取締役社長 Alinova Canada Inc.最高経営責任者	2025年12月12日
岡田信之		開発担当 株式会社匠美取締役	2025年12月12日
加藤一郎		株式会社匠美代表取締役社長	2025年12月12日
山口欣也	情報システム物流管理部長（兼）企業戦略室長 Alinova Canada Inc.最高経営責任者	情報システム物流管理部長（兼）企業戦略室長 マルサンアイ鳥取株式会社取締役 Alinova Canada Inc.取締役	2025年12月12日
林　寛尚	公認会計士、税理士（税理士法人アクシス代表社員） 医療法人共和会監事 株式会社mum Holdings社外監査役 東海漬物株式会社社外取締役	公認会計士、税理士（税理士法人アクシス代表社員） 医療法人共和会監事 株式会社mum Holdings社外監査役 東海漬物株式会社社外監査役	2025年11月27日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役及び各監査役との間に、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める範囲内としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社子会社の取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害について填補することとしております。なお、当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針及び報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、2021年２月８日開催の定時取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針を決議しております。当該方針の内容の概要は以下のとおりです。

・当社の取締役及び監査役の報酬等の額は、職位別に設けられた報酬基準と各取締役及び各監査役の経営に対する貢献度、会社の業績等を勘案して決定いたします。
・業績連動報酬等及び非金銭報酬等は導入しておりません。
・報酬は月額で設定し、従業員給与の支給日に毎月支給いたします。
・取締役の個人別の報酬等の額については、2010年12月９日開催の定時株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で、取締役会より一任された代表取締役社長COO稲垣宏之が、中期経営計画及び年度予算の達成度合い等を鑑みた上で決定いたします。当該権限が適切に行使されるよう、額の決定に当たっては、社外取締役の意見も踏まえて決定いたします。

決定権限を代表取締役社長COOに委任した理由は、当社グループ全体の業績を俯瞰しつつ、前述の達成度合い等を鑑み、各取締役の業務の評価を行うには、代表取締役社長COOが最も適任であると判断したためであります。なお、監査役報酬は監査役の協議により決定しております。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長COOによって適切に行使されるよう、具体的な報酬金額は代表取締役社長COOに一任する旨の決議を取締役会で決議し決定することとする等の措置を講じており、当該手続きを経て当事業年度に係る取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取　締　役 (社外取締役を除く)	132,713千円	132,713千円	—	—	8名
監　査　役 (社外監査役を除く)	11,389千円	11,389千円	—	—	1名
社 外 取 締 役	5,205千円	5,205千円	—	—	1名
社 外 監 査 役	5,600千円	5,600千円	—	—	2名
合　　計	154,907千円	154,907千円	—	—	12名

(注) 1．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額28,288千円は含まれておりません。
2．取締役の報酬限度額は、2010年12月９日開催の第59回定時株主総会において年額２億円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は６名です。
3．監査役の報酬限度額は、2010年12月９日開催の第59回定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は３名です。
4．当社の取締役及び監査役の報酬は固定報酬のみであり、業績連動報酬、非金銭報酬等の支給はございません。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役林寛尚氏は、税理士法人アクシス代表社員、医療法人共和会監事、株式会社mum Holdings 社外監査役及び東海漬物株式会社社外取締役を兼務しております。なお、当社は各法人及び各社との間に特別な関係はありません。

社外監査役畝部泰則氏は畝部泰則税理士事務所所長を兼務しております。なお、当社は同税理士事務所との間に特別な関係はありません。

社外監査役新井一弘氏はたくま税理士法人代表を兼務しております。なお、当社は同税理士法人との間で税務相談等の取引があります。また、同氏は当社の連結子会社である株式会社匠美、株式会社玉井味噌及びマルサンアイ鳥取株式会社の監査役を兼務しております。なお、当社は各社との間でそれぞれ水、みそ及び豆乳等の生産委託の取引関係があります。

② 当事業年度における主な活動状況

区　　分	氏　　名	主 な 活 動 状 況
取　締　役	林　　寛　尚	当事業年度開催の取締役会21回のうち21回に出席し、必要に応じて公認会計士、税理士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。また、社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務といたしまして、取締役会において独立性・公平性・株主目線を保ちつつ、審議議案に対し提言を行っております。さらに、当社のコーポレート・ガバナンス体制強化のための適切な役割を果たしております。
監　査　役	畝　部　泰　則	当事業年度開催の取締役会21回のうち21回に、監査役会10回のうち10回に出席し、必要に応じて税理士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。
監　査　役	新　井　一　弘	当事業年度開催の取締役会21回のうち21回に、監査役会10回のうち10回に出席し、必要に応じて税理士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。

③ 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の総額

該当事項はありません。

④ 社外役員の独立性判断基準

当社は、名古屋証券取引所が定める独立役員にかかる独立性基準に基づき、独立性を判断することとしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称
三優監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額
① 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
28,200千円
② 上記①の合計額のうち、公認会計士法（1948年法律第103号）第２条第１項の業務（監査証明業務）の対価として当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の額
28,200千円
③ 上記②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額
28,200千円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と、金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので、上記③の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

(4) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由
監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査計画と実績の比較、監査時間及び報酬額の推移を確認した上、当事業年度の監査予定時間及び報酬額見積もりの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(5) 非監査業務の内容
該当事項はありません。

(6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に該当すると判断される場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任する方針であります。
また、監査役会は、上記の場合のほか、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定する方針であります。
なお、監査役会は上記方針に基づき、会計監査人の解任又は不再任の検討を毎年実施いたします。

6. 会社の体制及び方針

（1）取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための内部統制システムに関する基本方針について、取締役会において次のとおり決議いたしました。

① 当社及び当社子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．当社グループは、「すべてのステークホルダーに対する企業価値の向上」を経営上の基本方針のひとつとし、その実現のためコンプライアンス委員会の設置をはじめとし、取締役及び使用人が法令及び定款等を遵守することを徹底するとともに、これらに対する内部監査を実効的に行うための社内体制の整備・充実を図る。

ロ．コンプライアンス委員会は、当社グループの役員及び使用人がコンプライアンスを確実に実践するよう支援、指導する。

ハ．コンプライアンス委員会は、使用人のコンプライアンスの指針として、コンプライアンス委員会規程を制定し、その周知徹底及び社内教育を図るための指針となる「マルサンカード」を取締役及び使用人に交付する。

ニ．コンプライアンス委員会に社外委員を置き、社外委員が直接使用人から通報・相談を受け付ける内部通報制度を導入し、不正行為の早期発見と是正に努める。

ホ．社外委員は、情報提供者を特定し得る情報を開示することなく、当該内部情報をコンプライアンス委員会に諮り、対応を検討する。

ヘ．コンプライアンス委員会では、定期的に会議を実施し、課題の抽出や改善策等の検討を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ．取締役の職務の執行に係る情報については、法令・定款及び社内規程に基づき、適切に保存及び管理を行う。

ロ．前項の情報の管理については、必要に応じて運用状況の検証、各規程の見直し等を行い、取締役及び監査役は、社内規程に基づきこれらの情報をいつでも閲覧できる。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．当社グループに係わる種々のリスクの予防、発見、管理のため、リスク管理委員会を設置し、リスク管理規程及び危機管理マニュアルに基づき、個々のリスクについて管理責任者を定め、リスク管理体制を明確化する。また、不測の事態が発生した場合、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し最小限にとどめるよう努力する。

ロ. リスク管理委員会は、当社各部門及び子会社ごとにリスクの状況を管理し、その結果を定期的に取締役会に報告し、当社グループ全体の問題点の把握と改善に努める。

④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役会は、定期的に行われる定時取締役会と必要に応じて開催する臨時取締役会を実施し、法令や定款で定めた事項や経営に関する重要な意思決定、中期経営計画の策定・遂行や進捗状況を報告するとともに当社グループの業務執行状況等の報告を行う。

ロ. 役付取締役等により構成される戦略会議を毎月１回開催し、戦略会議において、経営上の重要事項及び業務執行を効率的に進める方法を討議する。

ハ. 取締役会は、前項に定める戦略会議の討議を考慮しながら役職員が共有する全社的な目標を定め、各業務執行担当取締役は、その目標達成のために各部門の指導及び助言を行う。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

イ. 当社の子会社及び関係会社（以下「子会社等」という）については、関係会社管理規程に基づき管理担当取締役が子会社等の業務の全般を統括管理し、個々の業務については、経営企画部門、総務人事部門、経理財務部門が管理する。

ロ. 子会社等のリスク予防・管理その他の業務運営の法令及び定款の遵守の状況を監査するため、当社の内部監査部門が定期的に監査を実施する。監査の結果、子会社等に損失の危険の発生を把握した場合には、直ちに当該子会社等の取締役、監査役、その他担当部署に報告する体制を構築する。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

イ. 監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助すべき使用人を置く。なお、その場合、当該使用人は、監査役の指揮命令下におく。

ロ. 当該使用人の人事及び人事処遇については、取締役会と監査役会が事前に協議の上決定する。

ハ. 当該使用人の評価は、監査役会が行い、当該使用人の解任、人事異動、賃金等の改定に関する取締役会の決定については、監査役会の同意を得なければならない。監査役より監査業務に必要な命令を受けた当該使用人は、その命令に関して、取締役、内部監査部門等の指揮命令を受けないものとする。

ニ. 当該使用人は業務の執行に係る役職を兼務しない。

⑦　取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ．監査役は、取締役会、戦略会議等の重要な会議に出席できるとともに、必要に応じて意見を述べることができる。

ロ．取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実、職務の執行に関する不正行為、法令・定款に違反する事実、その他重要な事実が発生した場合、直ちに監査役に報告しなければならない。監査役は、いつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告及び情報提供を求めることができる。

監査役へ報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けることを禁止する。

また、監査役の職務を遂行する上で必要な費用の前払い、又は償還の手続き、その他の当該職務の遂行について生ずる費用又は債務等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を支払う。

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、会計監査人、内部監査部門、顧問弁護士及びコンプライアンス委員会と情報交換に努め、連携して当社グループの監査の実効性を確保する。

⑨　財務報告の信頼性を確保するための体制

イ．当社グループの財務報告に係る透明性・信頼性の確保及び内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制委員会を設置する。

ロ．財務報告に係る内部統制が有効に行われるよう、財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価及び継続的な見直しを行う。

⑩　反社会的勢力を排除するための体制

イ．反社会的勢力及び団体と関わりのある企業、団体、個人とは、取引関係その他一切の関係を持たない。

ロ．社会の秩序や企業の健全な活動に対して脅威を与える反社会的勢力に対しては、組織全体として毅然とした態度で対応する。

ハ．反社会的勢力による不当要求が発生した場合、危機管理マニュアルに基づいて対応する。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、株式の大量取得を目的とする買い付けが行われる場合において、それに応じるか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきと考えております。

しかしながら、高値での売り抜け等の不当な目的による大量買い付けは、企業価値及び株主共同の利益を毀損する場合があります。そのような買収者から当社の企業価値や株主をはじめとする各ステークホルダーの利益を守ることは、経営を預かる者として当然の責務であると認識しております。

現在のところ、当社株式の大量買い付けに係る具体的な脅威が生じているわけではなく、当社において、いわゆる「買収防衛策」を定めるものではありません。当社は、現在の経営施策を着実に実行し、業績の向上を図り、企業価値を高めることが、買収防衛に繋がると考えております。

しかし、「買収防衛策」につきましては、重要な経営課題の一つと認識しており、各方面から様々なご意見、対応策等をお聞きする等、当社としての有効な対応策を今後も継続して検討してまいります。

(3) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンスに対する取り組み

コンプライアンス委員会を四半期に１回開催し、内部通報制度の実施状況、コンプライアンスに関する課題の抽出や改善策等の検討を行っております。

なお、コンプライアンスの周知徹底及び社内教育を図るための指針となる「マルサンカード（第19版)」を2026年９月に改訂し、当社グループの取締役及び使用人等に交付いたしました。

② リスク管理体制に関する取り組み

リスク管理委員会を四半期に１回開催し、当社グループで対応すべきリスクの評価、当該リスクへの対応策などの検討を行っております。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための取り組み

取締役会については、21回開催（うち臨時取締役会9回）いたしました。取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために社外役員が常時出席いたしました。

そのほか、部長以上で構成される部長会を毎月開催し、戦略会議や取締役会で話し合われた内容の共有化を図るとともに、各部門における重点事項及び課題の報告やそれらの対策などの検討を行っております。

④　内部監査の実施について
　社長直轄部門である内部監査室が、当社及び当社子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び監査役に報告いたしました。

⑤　監査役の監査が実効的に行われることを確保するための取り組み
　監査役は、取締役、内部監査室担当者、その他使用人及び会計監査人とそれぞれ適宜意見交換を行いました。

⑥　財務報告の信頼性を確保するための取り組み
　内部統制委員が当社及び当社子会社の全社統制及びIT全般統制、業務プロセス統制、決算財務プロセス統制の整備と運用状況の評価を実施し、取締役会に報告いたしました。

⑦　反社会的勢力を排除するための取り組み
　契約書等に反社会的勢力の排除に関する条項を盛り込むとともに、反社会的勢力の情報を収集する取り組みを総務人事課が継続的に実施いたしました。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針
　当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要な課題と位置付け、安定的に基本１株当たり30円の方針とし、利益状況等に応じて検討しております。
　なお、当期の配当金につきましては、上記の方針に基づき、当事業年度の業績及び経営環境並びに今後の事業展開などを勘案し、１株につき40円とさせていただきたく存じます。

（注）１．事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。百分率は、表示単位未満を四捨五入しております。
　　２．売上高などの記載金額には、消費税額は含まれておりません。

連結計算書類

連結貸借対照表（2026年９月20日現在）

（単位：千円）

資産の部	
科目	金額
流動資産	**13,326,887**
現金及び預金	3,603,930
受取手形及び売掛金	5,288,111
棚卸資産	2,719,781
未収入金	1,222,969
その他	492,381
貸倒引当金	△286
固定資産	**15,851,017**
有形固定資産	**14,352,842**
建物及び構築物	4,837,652
機械装置及び運搬具	3,120,573
土地	3,384,951
建設仮勘定	2,684,277
その他	325,387
無形固定資産	**118,303**
投資その他の資産	**1,379,871**
投資有価証券	126,514
繰延税金資産	757,330
その他	496,026
資産合計	**29,177,905**

負債の部	
科目	金額
流動負債	**13,500,757**
支払手形及び買掛金	4,002,466
短期借入金	1,600,000
１年内返済予定の長期借入金	1,713,728
未払法人税等	190,504
賞与引当金	510,373
未払金	4,465,784
その他	1,017,899
固定負債	**7,839,725**
長期借入金	6,033,650
退職給付に係る負債	795,206
資産除去債務	515,118
繰延税金負債	282,082
その他	213,666
負債合計	**21,340,482**
純資産の部	
株主資本	**7,301,449**
資本金	**865,444**
資本剰余金	**637,851**
利益剰余金	**5,987,350**
自己株式	**△189,196**
その他の包括利益累計額	**535,744**
その他有価証券評価差額金	**31,626**
為替換算調整勘定	**206,609**
退職給付に係る調整累計額	**297,508**
非支配株主持分	**228**
純資産合計	**7,837,422**
負債純資産合計	**29,177,905**

連結損益計算書（2025年９月21日から2026年９月20日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**33,178,445**
売上原価		**24,293,243**
売上総利益		**8,885,202**
販売費及び一般管理費		**7,992,605**
営業利益		**892,596**
営業外収益		
受取利息	26,213	
受取配当金	5,808	
不動産賃貸収入	15,345	
為替差益	33,670	
持分法による投資利益	18,154	
その他	19,291	118,483
営業外費用		
支払利息	101,593	
シンジケートローン手数料	9,010	
債権売却損	31,181	
その他	5,094	146,879
経常利益		**864,200**
特別利益		
固定資産売却益	37,950	
補助金収入	87,314	
投資有価証券売却益	15,463	140,728
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	107,346	
減損損失	14,161	
関係会社整理損	5,867	127,375
税金等調整前当期純利益		**877,552**
法人税、住民税及び事業税	254,575	
法人税等調整額	△20,857	233,717
当期純利益		**643,835**
非支配株主に帰属する当期純利益		37
親会社株主に帰属する当期純利益		**643,797**

連結株主資本等変動計算書 (2025年９月21日から2026年９月20日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	865,444	637,851	5,455,617	△189,196	6,769,716
当期変動額					
剰余金の配当			△112,064		△112,064
親会社株主に帰属する当期純利益			643,797		643,797
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	531,732	－	531,732
当期末残高	865,444	637,851	5,987,350	△189,196	7,301,449

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	33,474	46,903	167,215	247,592	191	7,017,500
当期変動額						
剰余金の配当						△112,064
親会社株主に帰属する当期純利益						643,797
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,847	159,706	130,293	288,152	37	288,189
当期変動額合計	△1,847	159,706	130,293	288,152	37	819,922
当期末残高	31,626	206,609	297,508	535,744	228	7,837,422

計算書類

貸借対照表（2026年９月20日現在）

（単位：千円）

資産の部	
科目	金額
流動資産	**12,161,573**
現金及び預金	2,344,948
売掛金	5,270,551
リース債権	13,956
商品及び製品	1,119,315
原材料及び貯蔵品	495,172
前払費用	48,720
短期貸付金	54,500
未収入金	2,436,169
その他	409,339
貸倒引当金	△31,100
固定資産	**13,268,681**
有形固定資産	**8,656,043**
建物	1,882,291
構築物	266,003
機械及び装置	2,470,440
車両運搬具	1,894
工具、器具及び備品	106,416
土地	2,993,409
リース資産	9,184
建設仮勘定	926,402
無形固定資産	**113,689**
借地権	31,883
ソフトウエア	37,612
電話加入権	8,121
その他	36,072
投資その他の資産	**4,498,949**
投資有価証券	126,514
関係会社株式	565,874
出資金	933
関係会社出資金	169,026
関係会社長期貸付金	2,458,280
繰延税金資産	902,376
長期前払費用	1,082
投資不動産	72,125
その他	202,836
貸倒引当金	△100
資産合計	**25,430,255**

負債の部	
科目	金額
流動負債	**13,427,924**
支払手形	50,386
買掛金	5,765,668
短期借入金	1,600,000
1年内返済予定の長期借入金	1,100,860
リース債務	2,957
未払金	4,134,737
未払費用	170,685
未払法人税等	85,820
預り金	46,742
賞与引当金	422,757
その他	47,309
固定負債	**6,297,440**
長期借入金	4,570,308
リース債務	7,146
退職給付引当金	1,220,822
長期預り保証金	42,010
資産除去債務	457,153
負債合計	**19,725,364**
純資産の部	
株主資本	**5,673,263**
資本金	**865,444**
資本剰余金	**635,039**
資本準備金	612,520
その他資本剰余金	22,519
利益剰余金	**4,361,976**
利益準備金	111,300
その他利益剰余金	4,250,676
別途積立金	489,000
繰越利益剰余金	3,761,676
自己株式	**△189,196**
評価・換算差額等	**31,626**
その他有価証券評価差額金	**31,626**
純資産合計	**5,704,890**
負債純資産合計	**25,430,255**

損益計算書（2025年９月21日から2026年９月20日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**32,475,814**
売上原価		**24,628,195**
売上総利益		**7,847,619**
販売費及び一般管理費		**7,317,156**
営業利益		**530,462**
営業外収益		
受取利息	72,617	
受取配当金	26,582	
業務受託料	27,217	
不動産賃貸収入	14,865	
投資有価証券売却益	6,368	
為替差益	34,452	
貸倒引当金戻入益	159,000	
債務保証損失引当金戻入益	22,000	
その他	16,182	379,286
営業外費用		
支払利息	74,015	
シンジケートローン手数料	9,010	
債権売却損	31,181	
その他	3,791	117,998
経常利益		**791,750**
特別利益		
固定資産売却益	37,950	
補助金収入	21,506	
投資有価証券売却益	15,463	74,919
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	106,989	
減損損失	110,165	
関係会社整理損	55,085	272,240
税引前当期純利益		**594,429**
法人税、住民税及び事業税	109,696	
法人税等調整額	△8,322	101,373
当期純利益		**493,055**

株主資本等変動計算書（2025年９月21日から2026年９月20日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	865,444	612,520	22,519	635,039
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	－	－	－	－
当期末残高	865,444	612,520	22,519	635,039

（単位：千円）

	株主資本					
	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
		別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	111,300	489,000	3,380,685	3,980,985	△189,196	5,292,272
当期変動額						
剰余金の配当			△112,064	△112,064		△112,064
当期純利益			493,055	493,055		493,055
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	－	380,991	380,991	－	380,991
当期末残高	111,300	489,000	3,761,676	4,361,976	△189,196	5,673,263

(単位：千円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	33,474	33,474	5,325,747
当期変動額			
剰余金の配当			△112,064
当期純利益			493,055
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,847	△1,847	△1,847
当期変動額合計	△1,847	△1,847	379,143
当期末残高	31,626	31,626	5,704,890

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年11月6日

マルサンアイ株式会社

取　締　役　会　御中

三優監査法人
名古屋事務所
指定社員 業務執行社員　公認会計士　吉　川　雄　城
指定社員 業務執行社員　公認会計士　鈴　木　啓　太

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、マルサンアイ株式会社の2025年９月21日から2026年9月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マルサンアイ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年11月6日

マルサンアイ株式会社

取　締　役　会　御中

三優監査法人
名古屋事務所
指定社員 業務執行社員　公認会計士　吉　川　雄　城
指定社員 業務執行社員　公認会計士　鈴　木　啓　太

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、マルサンアイ株式会社の2025年9月21日から2026年9月20日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるか

どうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査役会は、2025年９月21日から2026年９月20日までの第75期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 当監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた当期の監査方針、監査役監査実施要綱、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年11月9日

マルサンアイ株式会社　監査役会

常勤監査役　酒井俊武 ㊞

監査役　畝部泰則 ㊞

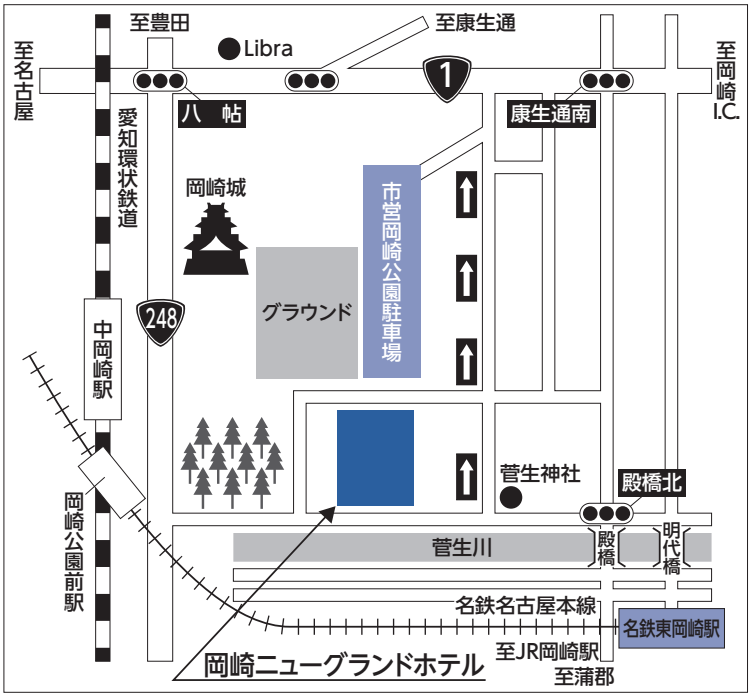
監査役　新井一弘 ㊞

(注) 監査役畝部泰則及び監査役新井一弘は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会会場ご案内図

会場　愛知県岡崎市康生町515番地33
岡崎ニューグランドホテル３階飛竜の間
TEL〈0564〉21-5111



●会場までの交通のご案内

名鉄東岡崎駅より	徒歩	約15分
愛知環状鉄道中岡崎駅より	徒歩	約10分
JR岡崎駅より	タクシー	約10分

※駐車場の収容台数に限りがありますので、ご了承下さい。

UD FONT